

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 149

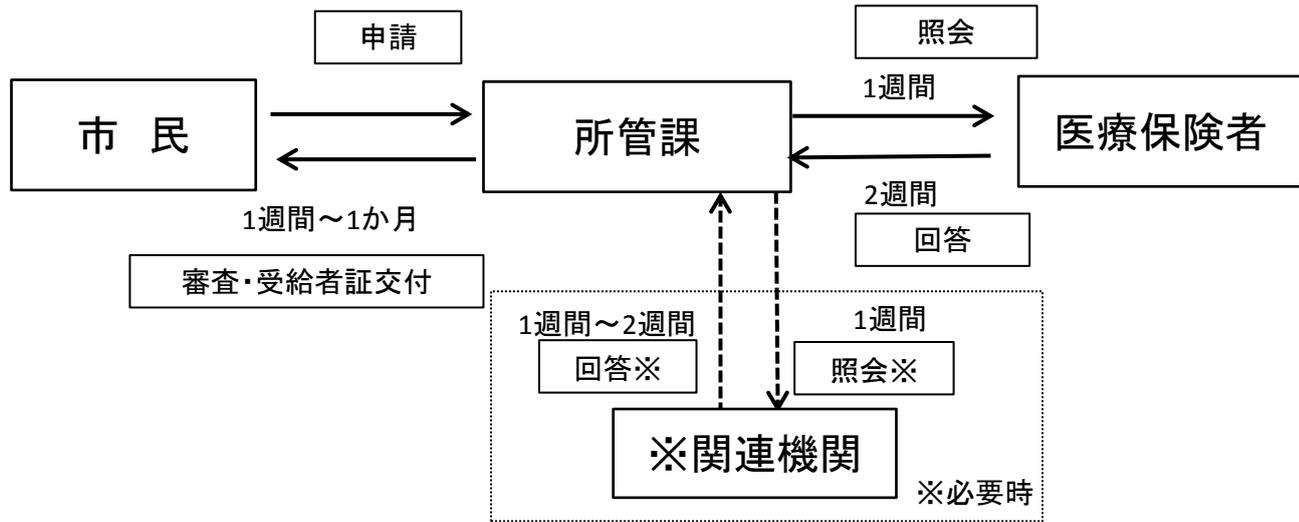
処 分 名	小児慢性特定疾病医療費の支給認定(重症患者認定)	
処 分 の 概 要	重症患者として認定し、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
条 項	第19条の3第3項	
所 管 課	健康づくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1か月～2か月	
標準処理期間	計 1か月～2か月	
審査基準	<p>小児慢性特定疾病にかかっており、その状態の程度が、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に記載されている状態に該当し、かつ、「厚生労働大臣が定める者」の二の記載に該当するもの。</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下「児童等」という。)が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。</p> <p>第十九条の三 小児慢性特定疾病児童等の保護者(小児慢性特定疾病児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護する者をいう。以下この条、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項において同じ。)は、前条第一項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)の診断書(小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。)を添えて、都道府県に申請しなければならない。</p> <p>② 指定医の指定の手続その他指定医に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>③ 都道府県は、第一項の申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定(以下「医療費支給認定」という。)を行うものとする。</p> <p>⑦ 都道府県は、医療費支給認定をしたときは、当該医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者(以下「医療費支給認定保護者」という。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医療費支給認定の有効期間を記載した医療受給者証(以下「医療受給者証」という。)を交付しなければならない。</p> <p>○児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(厚生労働省告示第四百七十五号) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度は、第一表から第十四表までに掲げるとおりとする。 (704疾病名と定義がこの後記載あり。省略)</p>	

○厚生労働大臣が定める者(厚生労働省告示第四百六十二号)

二 令第二十二條第一項第二号ロの医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病(法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。)による身体の状態又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

※定義記載あり。

手続の流れ



※添付書類の内容確認がある場合、関連機関の照会があり時間を要す。
※支給認定申請と併せて申請を行うため、審査・交付も同じ時間を要す。